

# 【 参 考 资 料 】

(資料1) 都道府県市別の里親委託率

		里親委託 児童数(人)	乳児院入所 児童数(人)	児童養護施設 入所児童数(人)	小計	里親委託率(%)
		①	②	③	④(①+②+③)	⑤(①/④)
1	北海道	276	29	1020	1,325	20.8%
2	青森県	51	32	351	434	11.8%
3	岩手県	46	24	307	377	12.2%
4	宮城県	37	26	193	256	14.5%
5	秋田県	28	24	219	271	10.3%
6	山形県	17	101	218	336	5.1%
7	福島県	50	15	397	462	10.8%
8	茨城県	100	64	674	838	11.9%
9	栃木県	88	73	422	583	15.1%
10	群馬県	65	36	382	483	13.5%
11	埼玉県	124	138	1165	1,427	8.7%
12	千葉県	162	41	729	932	17.4%
13	東京都	405	415	3466	4,286	9.4%
14	神奈川県	89	71	634	794	11.2%
15	新潟県	72	18	104	194	37.1%
16	富山県	16	19	170	205	7.8%
17	石川県	10	18	184	212	4.7%
18	福井県	9	16	179	204	4.4%
19	山梨県	75	25	225	325	23.1%
20	長野県	48	55	629	732	6.6%
21	岐阜県	42	34	526	602	7.0%
22	静岡県	89	41	401	531	16.8%
23	愛知県	133	97	946	1,176	11.3%
24	三重県	75	28	365	468	16.0%
25	滋賀県	81	36	167	284	28.5%
26	京都府	16	39	246	301	5.3%
27	大阪府	59	108	1345	1,512	3.9%
28	兵庫県	78	85	932	1,095	7.1%
29	奈良県	32	49	342	423	7.6%
30	和歌山県	30	29	313	372	8.1%
31	鳥取県	40	35	205	280	14.3%
32	島根県	31	21	147	199	15.6%
33	岡山県	32	36	537	605	5.3%
34	広島県	32	25	392	449	7.1%
35	山口県	43	29	454	526	8.2%
36	徳島県	26	25	272	323	8.0%
37	香川県	25	24	135	184	13.6%
38	愛媛県	19	44	480	543	3.5%
39	高知県	13	27	371	411	3.2%
40	福岡県	75	71	656	802	9.4%
41	佐賀県	15	18	236	269	5.6%
42	長崎県	23	32	529	584	3.9%
43	熊本県	52	62	763	877	5.9%
44	大分県	69	17	376	462	14.9%
45	宮崎県	56	30	429	515	10.9%
46	鹿児島県	30	44	701	775	3.9%
47	沖縄県	121	19	388	528	22.9%
48	札幌市	96	17	536	649	14.8%
49	仙台市	26	27	145	198	13.1%
50	さいたま市	20	37	266	323	6.2%
51	千葉市	26	19	137	182	14.3%
52	横浜市	94	66	487	647	14.5%
53	川崎市	85	28	242	355	23.9%
54	新潟市	29	10	67	106	27.4%
55	静岡市	38	8	91	137	27.7%
56	浜松市	16	14	105	135	11.9%
57	名古屋市	30	73	584	687	4.4%
58	京都市	23	18	389	430	5.3%
59	大阪市	101	163	1006	1,270	8.0%
60	堺市	13	21	286	320	4.1%
61	神戸市	23	51	441	515	4.5%
62	広島市	16	17	314	347	4.6%
63	北九州市	38	29	460	527	7.2%
64	福岡市	75	32	302	409	18.3%
65	横須賀市	11	6	124	141	7.8%
66	金沢市	5	14	147	166	3.0%
	全 国	3,870	2,995	30,451	37,316	10.4%

資料: 福祉行政報告例[平成21年3月31日現在]

	都道府県市名	里親制度普及促進事業	里親委託推進・支援等事業
1	北海道	○	
2	青森県	○	1
3	岩手県		
4	宮城県	○	
5	秋田県		
6	山形県	○	1
7	福島県	○	4
8	茨城県	○	1
9	栃木県	○	3
10	群馬県		
11	埼玉県	○	
12	千葉県		
13	東京都	○	1
14	神奈川県		
15	新潟県	○	
16	富山県	○	1
17	石川県	○	
18	福井県	○	
19	山梨県	○	1
20	長野県	○	
21	岐阜県	○	
22	静岡県		
23	愛知県	○	2
24	三重県	○	1
25	滋賀県	○	1
26	京都府		
27	大阪府	○	2
28	兵庫県	○	
29	奈良県	○	1
30	和歌山県	○	1
31	鳥取県		
32	島根県	○	
33	岡山県	○	1
34	広島県	○	3
35	山口県	○	1
36	徳島県		
37	香川県	○	1
38	愛媛県	○	
39	高知県		
40	福岡県	○	
41	佐賀県		
42	長崎県		
43	熊本県	○	1
44	大分県	○	2
45	宮崎県		
46	鹿児島県		
47	沖縄県	○	2
48	札幌市		
49	仙台市	○	
50	さいたま市		
51	千葉市		
52	横浜市	○	
53	川崎市	○	1
54	新潟市		
55	静岡市		
56	浜松市		
57	名古屋		
58	京都市		
59	大阪市		
60	堺市		1
61	神戸市	○	1
62	岡山市	○	1
63	広島市	○	1
64	北九州	○	1
65	福岡市	○	1
66	横須賀市		1
67	金沢市		
	合計	41	40

資料: 家庭福祉課調べ(H22.2.1)

(資料3)

## 里親支援機関事業の概要

### 1. 事業の目的・内容

#### (1) 目的

保護を要する子どもに対しては、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができ、里親制度の普及・促進が重要であるが、里親委託について諸外国と比較すると、日本はまだまだ普及が進んでいないのが現状である。このような現状を踏まえ、里親委託を推進するため、里親制度を積極的にPRするとともに、里親を育て、支えていく体制の整備を図ることを目的とする。

#### (2) 内容

里親への委託を積極的に推進するために、

- ① 里親制度の広報啓発等、新規里親を増やすためのPRを積極的に行う
- ② 里親登録前研修の実施、研修体制の充実を図る
- ③ 子どもに最も適合する里親を選定するための調整等を行う
- ④ 委託里親への定期的な訪問援助・相談・指導等の支援を行う

等の業務を乳児院、児童養護施設等の施設やNPO法人等へ委託することを可能にし、総合的に実施する。

[①②については都道府県・指定都市・児童相談所設置市単位で実施。③④については児童相談所単位で実施。]

※3年間(平成22年度まで)経過後、既存事業の里親支援事業(里親研修事業・里親養育相談事業・里親養育援助事業、里親養育相互援助事業)及び里親委託推進事業は廃止とする。

2. 実施主体 都道府県・指定都市・児童相談所設置市(社会福祉法人、NPO等への委託も可能)
3. 補助根拠 予算補助
4. 補助先・補助率 1/2(国1/2 都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2)
5. 実施自治体数 34か所(平成21年10月家庭福祉課調べ)

(資料4)

養子縁組あっせん事業の実施状況について

家庭福祉課調べ

1 養子あっせん事業の実施状況

20年度養子あっせん事業者として都道府県に届け出されている事業者は13業者。  
そのうち、海外への養子あっせんをしている事業者は、平成15年度は3事業者、平成16年度は4事業者、平成17年度は2事業者、18年度は3事業者、19年度は4事業者、20年度は2事業者

2 相談・あっせんの状況

(1)相談の状況

年度	養親になることを希望する者からの相談			養子に出すことを希望する者からの相談		
	希望者が国内居住	希望者が国外居住	計	希望者が国内居住	希望者が国外居住	計
16年度	963件	131件	1,094件	472件	105件	577件
17年度	753件	171件	924件	262件	203件	465件
18年度	743件	153件	896件	201件	163件	364件
19年度	749件	150件	899件	340件	77件	417件
20年度	734件	115件	849件	231件	142件	373件

(2)あっせんの状況

年度	普通養子縁組			特別養子縁組		
	養親が国内居住	養親が国外居住	計	養親が国内居住	養親が国外居住	計
16年度	62件	3件	65件	73件	23件	96件
17年度	29件	0件	29件	54件	16件	70件
18年度	38件	0件	38件	86件	22件	108件
19年度	30件	9件	39件	86件	12件	98件
20年度	21件	1件	22件	58件	4件	62件

(注意)「特別養子縁組」とは、実方の血族との親族関係が終了する縁組であり、原則として6歳に達している者は養子になることはできない。

(参考) 国内にいる子どもを国外の養親へあっせんした状況

平成16年度 (2004年度)	平成17年度 (2005年度)	平成18年度 (2006年度)	平成19年度 (2007年度)	平成20年度 (2008年度)
26件	16件	22件	21件	5件

(資料5)

雇児福発第0828001号

平成18年8月28日

各 都道府県 民生主管部(局)長 殿  
指定都市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者  
から受け取る金品に係る指導等について

養子縁組あっせん事業の指導については、従来より、昭和62年10月31日児発第902号児童家庭局長通知「養子縁組あっせん事業の指導について」(以下「局長通知」という。)により実施しているところであるが、今般、養子縁組あっせん事業の届け出についての留意事項及び養子縁組あっせん事業を行う者が養子の養育を希望する者(以下「養子希望者」という。)から受け取る金品に関して、児童福祉法(昭和22年法律第164号)で禁止される営利を目的とした養子縁組あっせんに該当するか否かを判断する際の留意事項を下記のとおり示すこととした。同事業を行う者に対して指導を行う場合には、下記の事項に留意し、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 記

### 第1 養子縁組あっせん事業の届出について

局長通知においてすでに通知しているとおり、養子縁組あっせん事業は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」に該当するものであるため、当該事業を行う者については、同法第69条第1項に定める届け出を行うよう、指導を行うこと。

### 第2 養子希望者からの金品の授受について

#### 1 営利を目的とした養子縁組あっせん事業の禁止について

営利を目的として養子縁組のあっせんを行う行為は、児童福祉法第34条第1項第8号の規定により禁止されるものであること。

営利を目的としているかどうかについては、それぞれの事案ごとに養子縁組あっせん事業を行う者が養子希望者から受け取った金品の額や支払われた状況、趣旨等を踏まえて個別的に判断する必要があるが、判断の際には以下の事項を勘案すること。

- (1) 局長通知の第3(1)にあるように、養子縁組あっせんに際し、養子縁組あっせん事業を行う者が養子希望者より受け取ることができるのは「交通、通信等に要する実費又はそれ以下の額」に限られ、それ以外の金品はいかなる名称であっても受け取ることができないものであること。
- (2) 「交通、通信等に要する実費」の範囲はそれぞれの事案ごとに個別的に判断されるものであるが、例えば、交通及び通信に要した費用、養親の研修、面接、家庭訪問、カウンセリング等に要した費用等、養子縁組あっせんに着手してから縁組み成立までの活動に要した費用、実母が出産するのに要した費用、子どもの引き取りまでの養育費等や、また国際養子縁組あっせんの場合はあっせんに必要な文書の翻訳料及びビザ申請書類作成費等が考えられること。

## 2 養子希望者に金品を請求する際の留意事項について

養子希望者に金品を請求する場合には、かかった費用ごとにその明細を示すこと。なお交通、通信等に要する実費以下の額であれば、含まれる経費の内容を示した上で定額で請求を行うことも便宜上認められること。なお、経費について養子希望者から説明を求められた場合には、真摯に説明を行うべきであること。

## 3 実費の範囲を超えた金品の請求を行った者に対する指導について

- (1) 第2 1 (2)に示した実費の範囲を超えて金品を請求する場合は、児童福祉法第34条第1項第8号の「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」にあたる可能性があり、罰則(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)の対象となるものであること。
- (2) また、当該請求が「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」にあたる場合は、その事業に関し不当に営利を図ったものとして、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第69条第1項の届出をした者については同法第72条第1項により、届出をしていない者については同条第3項により、社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができること。

## 4 寄附金及び会費の取り扱いについて

- (1) 養子希望者から寄附金(支援金、謝礼金等他の名目のものを含む。)を受け取る場合は、任意のものに限ることとし、寄附金の支払いや支払いの約束を養子縁組あっせんの条件にすることのないよう指導すること。

また、養子縁組の手続きに必要な書類の交付、子どもの引き渡しその他養子希望者と養子縁組あっせん事業者間における養子縁組に必要なすべての手続きを終える前に寄附金の授受や支払いの約束を行うことは、当該寄附金の支払いや支払いの約束の任意性が確保されない恐れがあるため、行わないよう指導すること。

- (2) 寄附金の授受等を条件として養子縁組のあっせんを行う等の行為は、児童福祉法第34条第1項第8号の「営利を目的として、児童の



養育をあっせんする行為」にあたる可能性があること。また、「営利を目的として、児童の養育をあっせんする行為」にあたる場合は、その事業に関し不当に営利を図ったものとして、3(2)と同様に社会福祉事業を営営することを制限し、又はその停止を命ずることができること。

- (3) 養子希望者が養子縁組あっせん事業者に会費(入会金等他の名目のものも含む。)を支払っている場合には、養子縁組あっせんが営利を目的としているかどうかの判断は、当該会費の額も勘案して行うこと。

### 第3 実親からの金品の授受について

実親に対し、実費、寄附金、会費等の名目により、金品を請求する場合には、養子希望者から受け取る金品の範囲や留意事項等と同様の取扱であるので留意すること。

(資料6)

児童家庭支援センターの設置運営等についての一部改正新旧表(案)

新	旧
<p>平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号 【一部改正】平成22年〇月 〇日雇児発第 〇号</p>	<p>平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 児童相談所設置都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p>厚生省児童家庭局長</p>
<p>児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p><u>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業について、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」を定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</u></p> <p><u>なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</u></p> <p><u>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</u></p>	<p>児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律(平成9年法律第74号)により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p>

新	旧
<p>(別紙1)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p>
<p>(別紙2)</p> <p>退所児童等アフターケア事業実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>児童養護施設退所者等は、地域社会において自立生活を送る際には様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これらの子ども(18歳以上の者を含む。以下同じ)に対し生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体等</p> <p>この事業の実施主体は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。</p> <p>3 対象となる子ども</p> <p>(1) 里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置を解除し自立生活する子ども。</p> <p>(2) 都道府県知事が前号に規定する子どもと同等であると認められたもの。</p> <p>4 事業内容</p> <p>この事業は、次のことを行うものとする。</p> <p>(1) 退所を控えた子どもに対する支援</p> <p>① 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を修得するための支援を行うこと。</p> <p>② 退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。</p> <p>③ 高校を中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。</p> <p>④ 子どもの入所施設等と連携の下、子どもとの関係性を深めるとともに、子ども同士の交流等を図る活動を行うこと。</p>	

新

旧

⑤ その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

(2) 退所後の支援

① 住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

② 職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

③ 子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

④ その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行うこと。

5 職員の配置等

(1) 相談支援担当職員を配置すること。

(2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者

② 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

③ 子どもの自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者

6 設備

本事業に実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

(1) 相談室

(2) 子どもが集まることができる設備

(3) その他事業を実施するために必要な設備

7 事業の実施にあたっての留意事項

(1) 子どもとの信頼関係の構築に努めること。

(2) 子どもの入所施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的に支援ができるよう努めること。

(3) 子ども及び保護者の意向に配慮すること。

(4) 事業を実施するにあたっては、子どもが利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。

(5) 地域の子どもに対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。

(6) 子ども個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
<p>9 <u>実施状況報告の提出</u> <u>都道府県は、本事業の毎年度の実施状況等について、別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働省あてに提出すること。</u></p>	

## 身元保証人確保対策事業の概要

### 1. 事業の目的・内容

#### (1) 目的

施設等を退所する子どもや女性の自立支援の一環として、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となるような子ども等について支援を行う。

#### (2) 内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を、全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

(対象施設等) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親、児童相談所一時保護所、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所

(保証限度額) 就職時の身元保証 200万円  
賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 120万円

2. 補助根拠 予算補助

3. 実施主体 都道府県、市、及び福祉事務所設置町村

#### 4. 補助率

1/2 (負担割合: 国 1/2 都道府県・指定都市、中核市、児童相談所設置市 1/2)

2/3 (負担割合: 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4)

(資料8)

ひきこもり等児童福祉対策事業についての一部改正新旧表(案)

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成18年4月3日雇児発第0403002号 [一部改正]平成22年〇月〇日雇児発第 〇 号</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 <u>児童相談所設置市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校(以下「ひきこもり等」という。)など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成18年4月3日雇児発第0403002号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校(以下「ひきこもり等」という。)など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

新	旧
<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。 <u>また、ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族(以下「保護者」という。)に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</u></p> <p>(2) 事業の内容及び実施方法 <u>実施主体は次の①および②の事業を選択して実施するものとする。</u> ① ふれあい心の友訪問援助事業 ア 登録・研修 (ア) 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。 (イ) 登録期間は、原則として1年間とする。 ただし、再登録は妨げない。 (ウ) 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。 (エ) 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</p>	<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。</p> <p>(2) 対象となる子ども 児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子どもであって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。</p> <p>(3) 事業の内容及び実施方法 ① 登録・研修 ア 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。 イ 登録期間は、原則として1年間とする。 ただし、再登録は妨げない。 ウ 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。 エ 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</p>



新

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

(イ) 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者と定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

なお、コーディネーターを配置する場合は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。

(ウ) 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

(エ) 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

(オ) 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

ウ メンタル・フレンドの業務

(ア) メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

(イ) メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

(ウ) メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(エ) 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

エ メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

旧

② 実施方法

ア 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

イ 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

ウ 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

エ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

オ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

③ メンタル・フレンドの業務

ア メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

イ メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

ウ メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

④ 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

(4) メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

新	旧
<p>ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、 手当の支払状況を確認すること。</p> <p>オ 対象となる子ども <u>児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子ども であって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。</u></p> <p>② 保護者交流事業 ア 事業内容及び実施方法 (ア) 実施機関</p> <p>i <u>この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実 施することが出来る。</u></p> <p>ii <u>この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のた めの場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施で きるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービ スを利用できるよう援助すること。</u></p> <p>(イ) 事業内容 実施機関は、以下の事業を実施すること。iおよびiiの事業は必ず実施 すること。</p> <p>i <u>ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施す る学習会</u></p> <p>ii <u>同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会</u></p> <p>iii <u>ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること</u></p> <p>iv <u>その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を 必要に応じ実施すること。</u></p> <p>(ウ) 実施方法</p> <p>i <u>事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施する コーディネーターを配置すること。</u></p> <p>ii <u>あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。</u></p> <p>iii <u>参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積 極的な広報等に努めること。</u></p> <p>iv <u>本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。</u></p> <p>v <u>民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載 した実施計画書を都道府県に提出すること。</u></p> <p>vi <u>民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県 に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。</u></p> <p>(エ) 留意事項</p> <p>i <u>関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとよ り、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。</u></p> <p>ii <u>実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正 当な理由なく漏らしてはならない。</u></p> <p>iii <u>本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう 十分に配慮すること。</u></p>	<p>ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、 手当の支払状況を確認すること。</p>

新	旧
<p>イ 費用 研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。</p> <p>ウ 対象となる保護者 事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 (略)</p> <p>3 ひきこもり等保護者交流事業</p> <p>(1) 趣旨 ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族（以下「保護者」という。）に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</p> <p>(2) 対象となる保護者 事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</p> <p>(3) 事業内容及び実施方法</p> <p>① 実施機関</p> <p>ア この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実施することが出来る。</p> <p>イ この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のための場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施できるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービスを利用できるよう援助すること。</p> <p>② 事業内容 実施機関は、以下の事業を全て実施すること。</p> <p>ア ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施する学習会</p> <p>イ 同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会</p> <p>ウ ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること</p> <p>エ その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を必要に応じ実施すること。</p>

新	旧
<p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>	<p>③ 実施方法</p> <p>ア 事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施するコーディネーター（以下「ひきこもり等保護者支援員」という。）を配置すること。なお、このひきこもり等保護者支援員は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。</p> <p>イ あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。</p> <p>ウ 参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積極的な広報等に努めること。</p> <p>エ 本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。</p> <p>オ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。</p> <p>カ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。</p> <p>④ 留意事項</p> <p>ア 関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとより、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。</p> <p>イ 実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。</p> <p>ウ 本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう十分に配慮すること。</p> <p>(4) 費用</p> <p>研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。</p> <p>4 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>